

# 海士町森林整備計画

計画期間 自 令和 4年 4月 1日  
至 令和14年 3月31日

〔第1次変更 令和6年4月1日〕

島根県海士町

## 目 次

I	海士町の森林資源	・・・	1
1	森林資源	・・・	1
2	森林の所有形態等	・・・	1
II	森林整備・木材生産の基本方針	・・・	2
1	島根県の森林整備・木材生産の基本方針	・・・	2
2	海士町の森林整備・木材生産の基本方針	・・・	3
III	森林・林業・木材産業を取り巻く課題と振興策	・・・	4
1	森林の保全	・・・	4
2	森林の経営・管理	・・・	5
3	他産業との連携	・・・	7
IV	森林計画制度の運用上定める事項	・・・	8
1	森林の機能に応じた機能別森林に関する事項	・・・	8
2	間伐の推進に関する事項	・・・	11
3	伐採の中止又は造林の命令に関する事項	・・・	11
4	森林経営計画の作成に関する事項	・・・	11
5	森林の保護に関する事項	・・・	12
6	林野火災の予防の方針	・・・	12
7	森林経営管理制度（新たな森林管理システム）	・・・	12
8	その他	・・・	12
V	森林整備・木材生産を行う際の技術的基準・指針等	・・・	13
第1	立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	・・・	13
1	樹種別の立木の標準伐期齢	・・・	13
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	・・・	13
第2	造林に関する事項	・・・	14
1	人工造林に関する事項	・・・	14
2	天然更新に関する事項	・・・	16
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	・・・	17
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準	・・・	18
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	・・・	18
2	保育の作業種別の標準的な方法	・・・	19
第4	早生樹に関する事項	・・・	21
1	代表的な早生樹の施業モデル	・・・	21
第5	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	・・・	22
1	路網の整備に関する事項	・・・	22
VI	その他必要な事項	・・・	24
1	雇用の創出	・・・	24
2	産業の振興	・・・	24
	参考資料	・・・	25

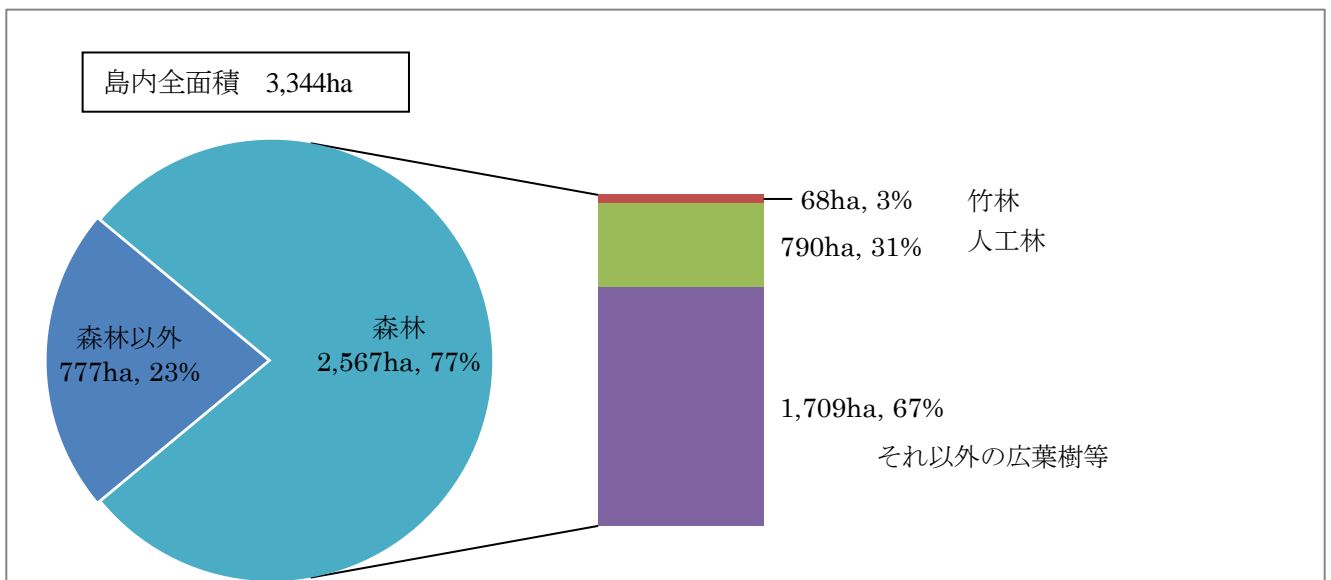
# I 海士町の森林資源

## 1 森林資源

島根県隠岐郡海士町は、島根半島の北方約 60 kmの日本海に浮かぶ隠岐諸島の 1 つ、島前の中ノ島にある人口 2226 人（令和 2 年時点）の町である。屈曲に富んだ複雑な海岸線や特異な地形・奇岩などの固有な景観を持っていることから、「大山隠岐国立公園」、「隠岐ユネスコ世界ジオパーク」、「日本で最も美しい村」に指定されている。対馬暖流の影響で同緯度の地域と比べ温暖な気候条件の中、豊かな海と「名水百選」に選定されている「天川の水」などの豊富な湧水に恵まれていることから、自給自足ができる半農半漁の島である。

海士町の面積は 3,344ha でそのうち森林面積は 2,567ha、蓄積は 617 千 $m^3$ で、ha 当たりの蓄積量は 240  $m^3$ となっている。また、林野における人工林面積は 790ha で人工林率は 31%である。

面積分布



このような現状の中で、森林の有する多目的機能の発揮と、地域林業の育成を図るためには、森林が全体として循環型システムで森林経営・管理される状態を目指す必要がある。

このため隠岐地域森林計画に定める事項等を勘案し、地域の実態に即して森林の整備を図る。

## 2 森林の所有形態等

本町の森林は、小規模な所有形態が多く、また不在村の森林所有者も多く存在する。

このような中で、松くい虫被害跡地については、森林の復興を目的に設立された隠岐島前森林復興公社が森林所有者と分収造林契約を行い、同公社が森林経営計画を樹立し、計画的に森林整備を進めている。

## II 森林整備・木材生産の基本方針

### 1 島根県の森林整備・木材生産の基本方針

島根県が地域森林計画において定める基本方針は以下のとおり

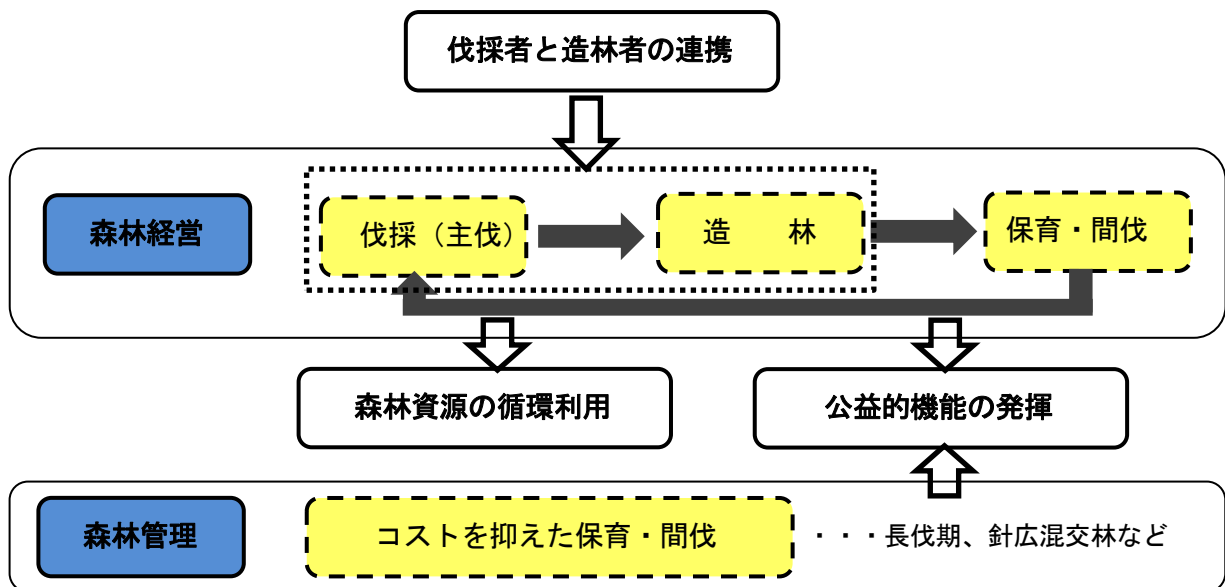
島根県が目指す森林と木材の循環利用が可能なシステムを構築するために、独自の「森林経営」と「森林管理」の手法を推進します。

森林経営・管理手法は、森林の公益的機能を発揮させつつ、木材供給源として活用する「積極的な森林経営」と、継続的な公益的機能の発揮を重視する「コストを抑えた森林管理」の2手法とします。

手法の選択にあたっては、基幹的な道路からの距離や樹木の生長状態等を考慮し、森林経営に適した森林では積極的な木材生産を、経営が容易でない森林では、コストを抑えた森林管理を行います。

この経営・管理手法による適正な森林管理が行われることにより、木を伐って、使って、植えるという「林業の循環システム」が構築され、あわせて公益的機能の維持が可能になります。

新たな経営・管理手法では、それぞれ下図に示す森林施業の流れを原則とする。



「伐採者と造林者の連携による伐採と再造林等のガイドライン」及び「新たな再造林の手引き」により、伐採前から伐採者と造林者の連携による、低密度植栽の導入や伐採と植栽を同時期に行う一貫作業システムの導入を積極的に推進し、更新（再造林）の低コスト化を進めます。

## 2 海士町の森林整備・木材生産の基本方針

島根県の基本方針に則しつつ、海士町では次の基本方針に沿って取り組む。

### (1) 海士町総合振興計画における位置づけ

2020年に策定された第二期創成総合戦略「海士町エンジン全開計画」において、「島の自然環境や伝統文化、営みを発展させながら、美しいまちを次世代に継承します。」を政策理念に掲げている。加えて、2016年に策定された「海士町景観計画」より、次のことを推進する。

1. 里山再生資源化プロジェクト
2. 自然環境や伝統文化、景観保全活動への支援
3. 集落支援活動、各種イベントの開催
4. 竹林の除去、草地への植林及び天然林の保全

### (2) 具体策

次の具体策に取り組む。

#### ①松くい虫被害跡地の対策

隠岐島前森林復興公社による森林の復興を継続して行うこととし、公益的機能保全の観点から、抵抗性マツなどによる森林再生を進める。

#### ②森林の保全・管理と経営の集約化

森林組合が不在地主や小規模な森林所有者からの委託を受け、一定の森林の経営規模を確保した上で、集約的な森林経営が実施できるように環境を整備する。このための人材確保、育成を進める。

#### ③木材生産

間伐期が到来している人工林の利用間伐を進める。また、そのための林産技術者を育成する。併せて、省力化や労働安全性の向上、労働力確保を目的として、高性能林業機械や、森林施業の合理化を図るため必要な機械の導入を図る。

#### ④木材利用

島内で木材加工を行う事業者は不在だが、町内建設業の雇用確保と、建築物に隠岐の木を使う文化を継承するため、公共建築物をはじめとし、住宅建築での利用促進を行う。また、島内の木材利用促進も含め林業全体の振興を図るために、簡易製材所の設立可能性も視野に入れて県と協議を行っている。

また、椎茸やしきみ等の特用林産物の振興やクヌギの有効活用、木質バイオマスの熱利用促進も図ることとし、そのために必要な施策を推進する。

### Ⅲ 森林・林業・木材産業を取り巻く課題と振興策

#### 1 森林の保全

##### (1) 松枯れ跡地の森林再生

松くい虫により、全滅した島前地区の森林を回復すべく平成8年に島前3町村等が出資して社団法人隠岐島前森林復興公社を設立し（※平成25年に公益社団法人認定）、20年間で1,000haの植栽を目標に、失われた森林機能の回復に努めている。

令和2年度末までに新植した面積は、481haであり、うち海士町での実施面積は、263ha。これらの森林は、森林経営計画を樹立しており、引き続き計画的な森林整備を進めていく。

##### (2) ナラ枯れ被害対策

隠岐島前地域において、ナラ枯れ被害は発生を確認されていない。  
早期発見、早期駆除に努めることとする。

##### (3) 竹林対策

海士町では、竹林の拡大が顕著であることから、早急な対策が必要である。

現在、竹の付加価値を高めるため、町内で竹を利活用し、竹炭づくり、竹加工品などを手掛けている任意団体「鎮竹林」の活動を推進する。また、森林組合、復興公社と連携し、対策を進める。

##### (4) 人工林の保全 ～ 早急に森林整備を行う必要のある森林

森林機能が低下し、早急に森林整備が必要となる林分を抽出するため、現地調査を実施した。

調査方法は、島内を約1kmメッシュで区切り、その周辺の代表的な人工林を対象に実施した。（詳細は参考資料参照） \*調査方法は参考資料で。

調査の結果は下表のとおり。

下層植生の植被率が20%以下で土砂の流出が懸念される林分、竹が侵入し立木が枯損する可能性が高い林分について、本計画期間内に優先的に実施するものとする。

齢級別調査プロット一覧表

林齢（齢級）	プロット数	高優先度プロット	地区（場所）名
3	5	A-8、C-4	菱浦(家督)、多井
5	2	A-7、B-5	日須賀、西
6	1	E-9	東
7	3	B-9	菱浦
8	3	C-7	中里
9	2	D-4	多井
10	5	C-5	御波
11	3	B-6	日之津
13	1	E-7	唯山
合計	25	11	

## 2 森林の経営・管理

### (1) 林地台帳による施業集約化の促進

平成28年5月の森林法の一部改正において、林地台帳制度が創設されたため、統一的な基準に基づき、森林の土地所有者や林地の境界に関する情報などを整備する。

森林整備の担い手である森林組合や林業事業体が、林地台帳として整備される森林の土地の所有者や境界に関する情報を活用することにより、森林施業の集約化の取組を促進させる。集約化により主伐や間伐等の森林整備の推進が期待できるほか、雇用の創出、地域材の活用を進める。

### (2) 森林経営の集約化の方針

町内の人工林は、小規模で分散し、また不在町所有者も多いことから、森林経営を成り立たせるためには、複数所有者の森林の経営を森林組合等が受委託し、集約的な経営を行うことが必要である。

については、森林組合等が、林地台帳の情報を入手及び森林所有者の意向を聴取し、一定規模の森林経営が可能な面積を取りまとめ、森林経営計画を作成し、計画的な森林整備を実施することが必要である。

### (3) 森林経営管理制度の活用

森林の経営管理(自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。)を森林所有者自らが実行できない場合には、海士町が経営管理の委託を受け、森林経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については海士町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進する。

### (4) 路網整備の方針・方向性

集約的な森林経営を進めるための路網の整備を計画する。また作業効率を念頭においた林業機械の導入や木材の搬出方法も同時に検討する。

#### ○作業路網の整備状況

区 分	路線数	延長 (k m)	備 考
基幹路網 (林道等)	4	1 2 . 5 6	
林業専用道	0	0	
細部路網 (作業道)	0	0	
計	4	1 2 . 5 6	

○基幹路網の整備計画

開設 ／ 拡張	位置 (市町 村)	路線名 路線数	種類 自動車道 ／軽車道	林業専 用道	延長 (m)	利用区 域面積 (ha)	前半5 カ年の 計画箇 所	国有林 道との 連絡調 整の有 無	備考
開設	海士町	総数8路線			12,700	282			
		角山線	自動車道	○	800	18		無	
		唯山線	自動車道	○	2,600	77		無	
		鳥越線	自動車道	○	2,600	63		無	
		安国寺線	自動車道	○	2,000	42		無	
		上方線	自動車道	○	1,200	23		無	
		多井御波線	自動車道	○	1,500	16		無	
		崎線	自動車道	○	1,500	33		無	
		崎2号線	自動車道	○	500	10		無	
拡張 (舗装)	海士町	総数1路線			5,768	129			
		宇津屋線	自動車道		5,768	129		無	

(5) 木材生産の方針

町内にはすでに利用期及び間伐期を迎えた森林が多く、ますます主伐及び間伐の必要な林分は増加していくことから、今後、森林施業を進めていくうえで、これらの利用を進めていくことが重要となってくる。

よって、令和2年度から隠岐島前3町村で開始した原木生産・搬出体制により、今後も用材及びチップ用の原木を積極的に町外へ搬出することとする。

また、間伐対象林分の増加に対応するため、伐採作業の技術者を養成する。

なお、間伐実施にあたっては、利用間伐を中心とし、木材の有効利用に繋げる。

(6) 木材利用行動方針

森林資源の活用を通じて環境の保全と地域経済の発展を図ることを目的とする木材利用行動方針を定めることとし、建築物等における木材利用の拡大と町民が一体となった木材利用の促進に取り組む。

なお、建築物等において島内産材の利用を検討する場合には、その都度、協議会・連絡会議を設置するなどをし、利用計画の設定および進行管理を行う。



#### **(7) 技術者の養成・人材の確保・事業体の育成**

森林整備を担う人材を確保するため、以下の点について、森林組合を育成する。

- ①経営を安定化させるための計画的な事業量の確保
- ②労働条件を向上させるための雇用関係の明確化
- ③作業員の技術力の向上

### **3 他産業との連携**

#### **(1) 里山の再生と畜産業との連携**

里山再生の一環として、竹林等の整備・伐採を行い、伐採後の竹等を樹木粉碎機にかけ、チップを生産し、畜産業の敷料へ利用するなど、他産業との連携を図る。

#### **(2) 海岸域における植林**

雨水を原因とする表土流出による藻場の影響を少しでも軽減するため、年次的に海岸域への植林を行う。それにより漁場の回復、環境負荷低減（海藻の増加によるCO2削減効果）等を図り、水産業との連携を図る。

## IV 森林計画制度の運用上定める事項

### 1 森林の機能に応じた機能別森林に関する事項

#### (1) 森林の有する機能と望ましい姿

森林の有する機能別に、その役割と望ましい姿を示す。

##### ① 木材生産機能を有する森林

機能区分	森林機能の役割
木材の生産機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林 (略称：木材等生産機能維持増進森林)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材等森林で生産される資源を持続的に生産する働き</li> </ul> <b>【望ましい森林の状態】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用可能な樹木により構成され、林道等の生産基盤が充実した森林や架線などを利用し、木材生産が実行可能な森林</li> </ul>

##### ② 公益的機能を有する森林

機能区分	森林機能の役割
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (略称：水源かん養機能維持増進森林)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌への降水や融雪水の浸透を促進することなどにより、ピーク流量を低減して洪水を調整するとともに、濁水を緩和する働き</li> </ul> <b>【望ましい森林の姿】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透</li> <li>・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設が整備されている森林</li> </ul>
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(略称：山地災害防止土壌保全機能維持増進森林)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然現象等による土砂の崩壊、流出等を抑制することにより、山地の荒廃を防ぎ、山地災害の発生を防ぐ働き</li> </ul> <b>【望ましい森林の状態】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林</li> </ul>
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (略称：快適環境形成機能維持増進森林)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強風、飛砂、騒音等の森林以外で発生する要因による生活環境の悪化を防止するとともに、気温、湿度などを調整し、快適な生活環境を保全・形成する働き</li> </ul> <b>【望ましい森林の状態】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林</li> </ul>
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (略称：保健文化機能維持増進森林)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化的、教育的、保健休養的な様々な活動のための場の提供、感銘を与える優れた自然景観の維持・増進に寄与する働き並びに原生的な環境の保護、多様な動植物の生息環境の保存等を通じて、森林生態系を構成する生物を保全するとともに学術の振興に寄与する働き</li> </ul> <b>【望ましい森林の状態】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であり、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林</li> <li>・原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林</li> <li>・史跡、名勝等と一体となり、うるおいのある自然環境や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林</li> </ul>

## (2) 森林機能に応じた区域設定（5つの区域）

区域指定を行う際に対象とする森林は、下表を基本として定める。

森林の区域（機能別森林）		対象とする森林
木材等生産機能維持増進森林		<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材生産を重視し、積極的に森林経営を行う森林</li> <li>・公益的機能別施業森林との重複可</li> </ul>
	特に効率的な施業が可能な森林の区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材等生産機能維持増進森林のうち、人工林を中心とした林分で、林地生産力が高く、比較的傾斜が緩やかであり、林道等や集落からの距離が近い森林（循環型林業拠点団地など）（ただし、災害の発生する恐れのある森林を除く）</li> </ul>
公益的機能別施業森林	水源かんよう機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安林（水源かんよう・干害防備）</li> <li>・自然公園</li> <li>・その他 など</li> </ul>
	山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安林（土砂流出防備・土砂崩壊防備・落石防止・なだれ防止雪害防止）</li> <li>・山地災害危険地区 など</li> </ul>
	快適環境形成機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安林（飛砂防備・防風・魚つきなど） など</li> </ul>
	保健文化機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安林（保健・風致）</li> <li>・自然公園</li> <li>・自然環境保全地域 など</li> </ul>

## (3) 機能別森林ごとの標準的な森林施業の方法

それぞれの機能別森林で行う標準的な施業方法を定める。

機能別森林の名称		特定される森林施業の標準的な方法
木材等生産機能維持増進森林		<ul style="list-style-type: none"> <li>○通常伐期（標準伐期齢）</li> <li>・皆伐は20ha以下</li> <li>※計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めること</li> </ul>
	特に効率的な施業が可能な森林の区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通常伐期（標準伐期齢）</li> <li>・皆伐は20ha以下</li> <li>※当該区域では人工林の皆伐後は原則植栽とする</li> </ul>
公益的機能別施業森林	水源涵養機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>○伐期の延長（標準伐期齢+10年）以上</li> <li>・皆伐は20ha以下</li> <li>又は</li> <li>○複層林施業や長伐期施業</li> <li>※長伐期施業を推進すべき森林における皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ること</li> </ul>
	山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>○長伐期施業</li> <li>・伐期は標準伐期齢×2以上</li> <li>・皆伐は20ha以下</li> </ul>
	快適環境形成機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>又は</li> <li>○複層林施業（伐採率70%以下）</li> </ul>

	保健文化機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持材積 5割以上</li> <li>又は</li> <li>○複層林施業（択伐）             <ul style="list-style-type: none"> <li>・択伐率 30%以下</li> <li>・維持材積 7割以上</li> </ul> </li> </ul> <p>※長伐期施業を推進すべき森林における皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ること</p>
--	--------------	---

#### (4) 機能別森林の所在

森林計画図により、別途図示する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域については、今後設定することとする。

## 2 間伐の推進に関する事項

Vの第3の1に定める間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に照らし、間伐の実施が遅れており、計画期間内において実施する必要があると認められる森林については、所在を明らかにした資料を作成し、間伐の推進を図る。

ただし、森林経営計画が樹立されている森林については、それらの計画において間伐の実施計画を記載することとする。

## 3 伐採の中止又は造林の命令に関する事項

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令を行う際の基準については、次のとおりとする。

### (1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

Vの第2の1の(1)のとおりとする。

イ 天然更新の場合

Vの第2の2の(1)のとおりとする。

## 4 森林経営計画の作成に関する事項

### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たり、次に掲げる事項を適切に計画することとする。

ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ 森林機能に応じた区域指定と標準的な森林施業の方法

ウ 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項、及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ 森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

### (2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

図面番号	区域名	林班番号	区域面積 (ha)
①	海士1	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 41, 42, 43, 44, 45, 46	1, 200
②	海士2	18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40	1, 366

\*区域計画については谷尾根等の地理的要因、公道を含む林道等路網整備状況、木材生産団地の設定状況等勘案し定めた。

## 5 森林の保護に関する事項

### (1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

#### ①区域の設定

鳥獣害防止森林区域は該当なし。

#### ②鳥獣害の防止の方法

森林の的確な更新及び造林木の確実な育成が図られるよう、生育状況など地域の実情に応じて被害防止に効果的な方法により、植栽木の保護措置（立木の剥皮被害や植栽木の食害等を防止するための防止柵や枝条巻等）または捕獲等による鳥獣害防止対策を講じます。

この際、関係機関等と連携した鳥獣保護管理対策及び農業被害対策等を推進します。

### (2) その他の鳥獣害防止に関する事項

鳥獣指定でない鳥獣による森林被害について、被害の動向等を踏まえ、必要に応じて、(1)の②に準じた鳥獣害防止対策を推進します。また、野生鳥獣との共存に配慮した森林整備等を推進します。

## 6 林野火災の予防の方針

### (1) 森林巡視に関する事項

保安林及び森林レクリエーションのため利用者が多く、山火事等による森林被害が多発する恐れがある森林を中心に重点的に森林被害等の巡視を行うこととする。

### (2) 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

人の入り込みの多い森林を対象に、防火標識等の配置を検討するとともに関係機関と連携を図りながら消化設備の充実に努めることとする。

### (3) 森林病虫害の駆除等のための火入れの実施に関する事項

火入れを実施する際には、海士町環境美化条例（平成15年12月24日海士町条例第18号）を踏まえ、火入れの目的、火入れの方法等について留意する。

## 7 森林経営管理制度（新たな森林管理システム）

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、平成30年5月25日、新たな法律である「森林経営管理法」が可決され、成立した。平成31年4月1日に施行され、「森林経営管理制度（新たな森林管理システム）」がスタートした。

森林の経営管理（自然的・経済的・社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、一定の要件のもと町が経営管理の委託を受け、森林経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進する。

## 8 その他

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施することとする。

## V 森林整備・木材生産を行う際の技術的基準・指針等

### 第1 立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢については、地域森林計画に定める指針に基づき、主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めることとする。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

主要樹種の標準伐期齢については、下表のとおり定める。

単位：年

地域	樹種						
	スギ	ヒノキ	コヨウザン	アカマツ クロマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全域	40	45	25	35	45	10	25

\*クヌギの標準伐期齢を10年とした理由は、シイタケ原木に適した需要が10年であるため。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

地域森林計画に定める立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針に基づき、森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案して、立木の伐採（主伐）の標準的な方法を以下のとおり定めることとする。

- ① 主伐は皆伐を原則とする。
- ② 1箇所あたりの伐採面積については自然的条件及び公益的機能確保の必要性を踏まえたうえで、次期生産のための適正な規模であり、かつ更新が確実に行われる規模となるよう配慮する。
- ③ 皆伐後に天然更新を行う場合は、天然下種更新及びぼう芽更新が確実な森林を対象とし、更新を確保するための伐採地の形状、母樹の保存等に配慮する。また、必要に応じて保護樹林帯を設置する。
- ④ 主伐時期については地域の森林構成等を踏まえ公益的機能の発揮との調和に配慮しつつ、用途に応じた適正な林齢での伐採に努める。やむを得ず択伐とする場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率及び繰り返り期間によるものとする。
- ⑤ 伐採及び集材にあたっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法で行うものとする。

人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、下表を目安として定める。

単位 径級：cm

地域	樹種	標準的な施業体系による		伐採時期 (間伐を含む)
		生産目標	期待径級	
全域	スギ	製材用（一般建築）	22	40年～
		製材用（大径造作）	32	80年～
		合板用	20	35年～
	ヒノキ	製材用	22	45年～
	コヨウザン	合板用	20	21年～
	マツ	製材用	22	40年～
		チップ用	19	35年～
	クヌギ	シイタケ原木	12	10年～
広葉樹	チップ用	15	25年～	

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象森林については、地域森林計画に定める造林樹種に関する指針に基づき、適地適木を基本として、地域の自然条件、各樹種の特質、木材の需要動向、将来の用途等を勘案して下表のとおり定める。

また、健全で多様な森林づくりを図る観点から、可能な範囲内で郷土樹種を含め幅広い樹種の選択についても考慮する。

苗木については、成長が良く、材質に優れ花粉も少ない特定母樹の種穂から育成される苗木の導入に努める。

隠岐諸島は世界ジオパークに認定されているため、樹種の選定が必要であるが、林業経営サイクルの短期化を図ることが可能な早生樹の植栽についても検討を進める。

なお、定められた樹種以外の樹種を選択しようとする場合は、県林業普及員及び海士町の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択することとする。

また、早生樹や定められた樹種以外の施業体系・造林方法等については地域森林計画を参考とする。

#### 人工造林の対象森林

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	針葉樹 スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ 広葉樹 クヌギ、コナラ、ヤマザクラ	

注) : 特定の区域に限って適用すべき造林樹種については、備考欄に当該区域を表示する。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

伐採後の更新を人工造林により行う場合は、「伐採者と造林者の連携による伐採と再造林等のガイドライン」及び「新たな再造林の手引き」により、伐採前から伐採者と造林者が連携して造林の計画を作成し、確実な更新と低コスト再造林を行うこととします。

また、人工林の樹種別、育成手法別の植栽本数については、既往の植栽本数を勘案して仕立ての方法別に1ha当たりの標準的な植栽本数を下表により定める。

複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、それぞれの地域において定着している複層林や混交林に係る施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植栽本数のうち「疎仕立て」に相当する本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上を植栽することとする。

定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、県林業普及指導員又は海士町の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を判断することとする。

##### ①人工林の植栽本数

主要樹種について、下表の植栽本数を基準とし、地理的条件や森林所有者の意向を勘案して定めることとする。



人工林の樹種別，育成手法別の植栽本数

(低コスト型施業1) 用途→ 主に製材、合板

植栽樹種	育林手法	植栽本数 (本/ha)	前生樹
スギ	全面下刈4回、除伐1~2回、間伐2回	2,000本	人工林、天然林
ヒノキ	全面下刈4回、除伐1~2回、間伐2回	2,000本	人工林、天然林

(低コスト型施業2) 用途→ スギ…主に合板、広葉樹…主にチップ

植栽樹種	育林手法	植栽本数 (本/ha)	前生樹
スギ	部分下刈3回、全面下刈1回、 除伐1回、間伐0回	1,000本	人工林 天然林
広葉樹	部分下刈3回、除伐0回、 間伐0回	1,000本	人工林
		1,000本 (植栽本数+天然更新)	天然林

(従来型施業) 用途→ 主に製材

植栽樹種	育林手法	植栽本数 (本/ha)
スギ	全面下刈5回、除伐2回、間伐3回	3,000本程度
ヒノキ	全面下刈5回、除伐2回、間伐3回	3,000本程度
マツ	全面下刈5回、除伐2回、間伐4回	3,000本程度
クヌギ等広葉樹	全面下刈5回、除伐1回、間伐0回	3,000本程度

樹下植栽本数は、上層木の成立本数を勘案して決定するが、基準をおよそ1,000~2,000本/haとする。また、下層木の生育のための林内の対象照度は30~50%以上確保するものとする。

②その他人工造林の標準的な方法

その他人工造林の標準的な方法については、必要に応じて主要な樹種，仕立ての方法別に下表のとおり定める。

その他人工造林の標準的な方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することや、林地の保全に配慮する。 複層林造成時には、上層木の最終間伐時に雑草、灌木類を伐倒整理し、地拵えを行うこと、その他の事項については育成単層林の植栽型に準じて定める。
植付けの方法	気候その他の立地条件及び既往の植付け方法を勘案して植付け方法を定める。 広葉樹植栽の場合、特に土壌の劣悪な箇所に植栽する場合には、ポットによる植栽を考慮する。
植栽の時期	気候その他の立地条件及び既往の植栽時期を勘案して適期に植栽する。 秋植えを原則とするが、風衝地等への植栽は春植えとする。

### (3) 伐採跡地の更新すべき期間

森林資源の積極的な造成を図るとともに林地の荒廃を防止するため、地域の実情に合わせ確実な更新を行うこととする。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林及びそれ以外の森林について、人工造林をすべき期間を次に定める。

区 分		期 間
植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地	皆 伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を経過する日までに造林を行うこと
	択 伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに造林を行うこと
植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林以外の伐採跡地		「主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年後までに適確な更新がなされない場合」は、その後2年以内に造林を行うこと

## 2 天然更新に関する事項

### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において、立木の伐採後、天然力の活用により森林再生を図る場合について定める。

天然更新の対象樹種については、地域森林計画に定める天然更新の対象樹種にする指針に基づき、下表のとおり定める。

天然更新の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
天然更新の対象樹種	針葉樹 スギ・ヒノキ、アカマツ・クロマツ等 広葉樹 ブナ・ナラ類等 その他県内に自生する広葉樹	いずれも将来中高木となりうる樹種であること

### (2) 天然更新の標準的な方法

#### ①天然更新の標準的な方法

ぼう芽更新を行う場合、伐採をできるだけ低く行い、発生したぼう芽の優劣が明らかとなる3～5年目頃に1株3～4本を目安として芽掻きを行う。また、優秀な目的樹種が少ない場合に苗木の植え込みを行う。

天然下種による更新の場合、ササ等により更新が阻害されている個所については、刈出し、地表のかき起こし、枝条整理等の処理を行う。また、更新の不十分な箇所には、植え込みを行う。

(天然更新) 用途→ チップ

更新樹種	更 新 手 法	植栽本数 (本/ha)	前生樹
広 葉 樹	ぼう芽または天然下種	—	天然林

②天然更新に関するその他の事項

一定期間内で確実な更新を図るため、天然更新の完了基準を以下のとおり定める。

ア 更新完了とみなす後継樹の状況

項目	天然更新の完了基準
樹高	30cm 以上かつ草丈以上
密度	更新すべき立木の本数 少なくとも 1 ha あたり 1,000 本以上 期待成立本数 (3,000 本/ha) の 3/10 程度
その他	ササ類や草本類の繁茂等により更新を阻害されるおそれがないこと

イ 更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年後までに適確な更新を図るものとする。

ウ 更新の確認方法

原則として現地での標準地 (水平距離 10m×10m) 調査を実施することとする。

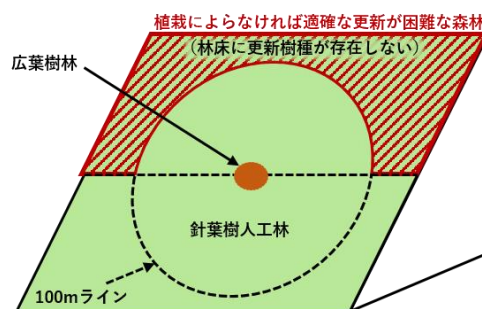
天然更新対象地面積	標準地の数
1. 0 ha 未満	1 箇所以上
1. 0 ha 以上	2 箇所以上

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

海岸部で極端に激しい風衝地や無土壌岩石地については、天然更新が期待できず森林の公益的機能を十分に発揮できない場合もあるため、萌芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況等を勘案し、特殊な植栽方法を用いる等の検討が必要である。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100 m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする (ただし、保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除く)。



森林の区域：該当区域無し

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

##### (1) 単層林施業

林冠がうっ閉して林木相互の競争が生じ始めた時期をその開始時期とすると共に、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるような適切な間伐率、繰り返し期間、間伐木の選定方法その他必要な事項を下表により定める。

また、「新たな再生林の手引き」による低コスト型施行（一貫作業＋低密度植栽）を導入する場合は、間伐回数等が減少することにより省力化を図ることが可能である。

##### 低コスト型施業による体系

樹種	施業体系	標準的な林齢（年）			
		初回	2回目	3回目	4回目
スギ	植栽本数 2,000 本/ha 仕立本数 900 本/ha	18～33	27～48		
ヒノキ	植栽本数 2,000 本/ha 仕立本数 800 本/ha	22～34	29～45		

##### 従来型施業による体系

樹種	施業体系	標準的な林齢（年）			
		初回	2回目	3回目	4回目
スギ	植栽本数 3,000 本/ha 仕立本数 900 本/ha	12～24	19～33	29～50	
ヒノキ	植栽本数 3,000 本/ha 仕立本数 800 本/ha	16～25	22～33	30～44	
アカマツ クロマツ	植栽本数 3,000 本/ha 仕立本数 400 本/ha	9～18	16～35	24～55	33～47

##### ○間伐の方法

- ・「島根県人工林収穫予想表」を参考に間伐量を決定する。
- ・間伐木の選木にあたって、初回間伐では、
  - ①有害な木(重要な病虫害被害等)、
  - ②欠陥の多い木(曲がり木、損傷木等)、
  - ③特異な木(あばれ木等)を中心に選木する。
- ・2回目間伐以降は、収入が得られるよう選木する。
- ・間伐を実施する間隔については、
  - ①標準伐期齢未満:3齢級以上を対象とし、15年に1回以上間伐を実施
  - ②標準伐期齢以上:16 齢級(スギ)、18 齢級(ヒノキ)以下を対象とし、15年に1回以上は間伐を実施
- ・間伐本数率はおおむね 30%を目安とする。
- ・材積に係る伐採率は 35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね 5 年後において樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実に認められる範囲内とする。

なお、高性能林業機械によって間伐を行う場合は、伐採の形状を列状、魚骨状等の帯状にし、効率的に搬出する。この際、伐採後の風害、雪害等を十分考慮し、列幅を決定する。

## (2) 複層林施業

上層木については、育成単層林に準じて行う。また、下層木が大きくなり競争が始まるようになれば、下層木についても間伐を実施し、適切な林分構成が維持されるよう適時適切に行う。

## 2 保育の作業種別の標準的な方法

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため下表に示す内容を参考に植栽木の生育状況を勘案し、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとする。

また、「新たな再生林の手引き」による低コスト型施業(一貫作業+低密度植栽)を導入する場合は、下刈回数等が減少することにより省力化を図ることが可能である。

低コスト型施業1 (2,000本/ha植栽)による体系

保育の種類	樹種	実施林齢・時期														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈	スギ (秋植)			○	○	○	○									
	(春植)		○	○	○	○										
	ヒノキ (秋植)			○	○	○	○	(○)								
	(春植)		○	○	○	○										
	マツ (秋植)			○	○	○	○									
	(春植)		○	○	○	○										
	備考	・局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとする。 ・終期は目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとする。														
	つる切り	スギ							(○)		(○)					
ヒノキ								(○)		(○)			(○)			
マツ									(○)		(○)					
備考	・下刈り終了後、林分が閉鎖するまでの間で、つるの繁茂状況に応じて行うこととする。 ・( )は状況によって実施しない場合がある。															
枝打ち	スギ															○
	ヒノキ															○
備考	・経営の目的、樹種の特長、地位※、地利※等を考慮して行うものとする。															
除伐	スギ															
	ヒノキ															
	マツ															
	備考	・下刈り終了後間伐を行うまでの間に行い、目的外樹種であってもその生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成することとする。														

低コスト型施業2 (1,000本/ha植栽)による体系

保育の種類	樹種	実施林齢・時期														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈	スギ [人伐跡]															

	[天伐跡] (秋植) (春植) 広葉樹 (秋植) (春植)				△	△	△	○										
	備考	・△…部分下刈 ○…全面下刈 を示す。																
除伐	スギ																	
	[人伐跡] [天伐跡]																	○
	広葉樹																	
	備考	実施しない																

注) つる切り、枝打ちについては必要に応じて実施する。

従来型施業による体系

保育の種類	樹種	実施林齢・時期																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15			
下刈	スギ (秋植) (春植)		○	○	○	○	○												
	ヒノキ (秋植) (春植)		○	○	○	○	○	(○)											
	マツ (秋植) (春植)		○	○	○	○	○												
	備考	・局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとする。 ・終期は目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとする。																	
	つる切り	スギ							(○)		(○)								
		ヒノキ							(○)		(○)			(○)					
		マツ								(○)		(○)							
備考	・下刈り終了後、林分が閉鎖するまでの間で、つるの繁茂状況に応じて行うこととする。 ・( ) は状況によって実施しない場合がある。																		
枝打ち	スギ																	○	
	ヒノキ																	○	
備考	・経営の目的、樹種特性、地位※、地利※等を考慮して行うものとする。																		
除伐	スギ																	○	
	ヒノキ																	○	
	マツ																	○	
備考	・下刈り終了後間伐を行うまでの間に行い、目的外樹種であってもその生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成することとする。																		

\*地位: 林地の材積生産力を示す指数で、気候、地勢、土壌条件等の地況因子が総合化されたもの。一般に1~5の5段階で区分し、数字が小さいほど材積生長量及び上長生長量が大きく地位が高いこととなる。

\*地利: 林地が木材の搬出等に関して経済的位置の有利な程度を示すもので、林道等自動車道路までの距離でランク付けしている。

## 第4 早生樹に関する事項

### 1 代表的な早生樹の施業モデル

多様な森林資源の造成のため、人工造林に関する指針に加え早生樹の施業モデルを示す。

早生樹は水分、養分、陽光の要求度が高いことを考慮して植栽地を決定するものとする。また、短伐期で繰り返し収穫を行うため、スギやヒノキに比べて道に近い場所を選定するものとする。

#### (1) コウヨウザン

スギの植栽に適するような、土壌が深く、湿潤な土地に植栽するものとする。

ただし、コウヨウザンは風害に弱いとされており、海岸風衝地や風が集まるような場所は避けるものとする。

##### ①造林に関する指針（土壌条件）

樹種	特性	土壌条件等	主な土壌型
コウヨウザン	スギの植栽に適するような土壌が深く、湿潤な条件である湿潤・肥沃・排水性の良い谷部や緩斜面を適地とする。加えて、ヒノキの適地においても良好な事例がある。	① 水分が十分に供給されること。 ② 通気、排水が良いこと。 ③ 養分に富んでいること。 ④ 土壌が深く、柔らかいこと。	・BD 適潤性褐色森林土 ・BE 弱湿性褐色森林土

##### ②造林の標準的な方法

用途→ 主に合板、チップ

育林手法	植栽本数 (本/ha)
全面下刈3回、除伐1回、間伐1回	1,500本程度

##### ③間伐を実施すべき標準的な林齢・間伐の標準的な方法

施業体系	標準的な林齢（年）
植栽本数 1,500本/ha 仕立本数 900本/ha	17～22

##### ④保育の標準的な方法

保育の種類	実施林齢・時期														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈	秋植		○	○	○										
	春植	○	○	○											
除伐								○							

注) つる切り、枝打ちについては必要に応じて実施します。

#### (2) センダン

谷部や斜面下部、平地に植栽するものとし、特に通直な材を収穫する場合は芽かきを行う必要があることから、作業の容易な平地での植栽を考慮するものとする。

ただし、センダンは凍害に弱いとされており、高標高地での植栽は避けるものとする。

①造林に関する指針（土壌条件）

樹種	特性	土壌条件等	主な土壌型
センダン	水分・養分・陽光の要求度が高い樹種であり、湿潤・肥沃・排水性の良い谷部や緩斜面、平地を適地とする。	①水分が十分に供給されること。 ②通気、排水が良いこと。 ③養分に富んでいること。 ④土壌が深く、柔らかいこと。	・BD 適潤性褐色森林土 ・BE 弱湿性褐色森林土

②造林の標準的な方法

用途→ 主に家具材、チップ

育林手法	植栽本数 (本/ha)
部分下刈1回、全面下刈1回 芽かき5回、間伐2回	400本程度

注) 植栽本数が少ないため、必要に応じた補植の実施やその後の適切な保育管理を前提とします。

③間伐を実施すべき標準的な林齢・間伐の標準的な方法

施業体系	標準的な林齢（年）	
	初回	2回目
植栽本数 400本/ha 仕立本数 70本/ha	5～6	8～9

④保育の標準的な方法

保育の種類	実施林齢・時期														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈・芽かき	秋植		△	○											
	春植	△	○												
備考	・△…部分下刈 ○…全面下刈 を示します。 ・芽かきは、△…2回、○…3回 行います。														

注) 施肥、つる切りについては必要に応じて実施します。

第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 路網の整備に関する事項

(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

地域森林計画を踏まえ、効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準を下表のとおり示す。

路網密度の水準を示すにあたっては、活用する高性能林業機械なども考慮の上、整備する路網の規格を選択することとする。



傾斜区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		集約化した団地内での路網密度の目安
			基幹路網	
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系	175.0m/ha	42.5m/ha	70.0m/ha
	架線系	50.0m/ha	32.5m/ha	
	集材機系	10.0m/ha	10.0m/ha	
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系	137.5m/ha	32.5m/ha	50.0m/ha
	架線系	50.0m/ha	32.5m/ha	
	集材機系	10.0m/ha	10.0m/ha	
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系	105.0m/ha	20.0m/ha	20.0m/ha
	架線系	32.5m/ha	20.0m/ha	
	集材機系	10.0m/ha	10.0m/ha	
急峻地 (35° ~)	架線系	10.0m/ha	10.0m/ha	10.0m/ha
	集材機系	10.0m/ha	10.0m/ha	

補足) 車両系作業システム: 木材の木寄・集材を架線を張らずに車両系機械で実施

架線系作業システム: 木材の木寄・集材をスイングヤード等の機械を用いて実施

集材機系作業システム: 木材の木寄・集材を架線を張り集材機を用いて実施

## (2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

### ①路網を作設する際の規格・構造

林業用路網を整備する際は、「林道規定」、「島根県林業専用道作設指針」、「島根県森林作業道作設指針」で定める規格・構造とする。

### ②林業専用道の整備推進

比較的安価で迅速に開設でき、10tトラックの走行が可能な林業専用道の整備を推進し、森林作業道と組み合わせた効率的な路網の整備を目指す。

### ③基幹路網の維持管理

開設された基幹路網については、海士町（又は隠岐島前森林組合）が管理者となり、台帳を作成して適切に管理する。

## VI その他必要な事項

### 1 雇用の創出

雇用・定住対策のツールとするため、森林整備事業による森林作業及び間伐材や竹を使うための作業に伴う雇用創出のための施策を推進する。

### 2 産業の振興

関連産業振興のツールとするため、海士町をPRする美しい森林づくり及び木材を使う海士町の文化の継承を推進する必要がある。そのためには、漁業、観光及び農業産業との連携を図る施策を展開する。

## 参考資料

### ■ 土地利用現況

(単位 面積：ha)

国有林 (官公造林)	森林											耕地			その他	総土地面積	
	民有林									計	民有林面積	森林面積	田	畑・樹園地			耕地面積
	地域森林計画対象森林			私有林													
	公有林		集落共有				共有		社寺								
県 (行)	町 (行)	公社	集落共有	共有	社寺	会社団体	個人										
1	6	151	181	4	65	152	147	1,860	2,566	2,566	2,567	96	23	118	659	3,344	

資料：森林資源関係資料（令和2年度末現在）より

### ■ 民有林現況

(単位 面積：ha、蓄積：m<sup>3</sup>)

人工林							
針葉樹		広葉樹		計			
面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	人工林率	成長量
750	353,501	40	3,497	790	356,998	31%	6,421

天然林							成長量計	無立木地	竹林	森林面積
針葉樹		広葉樹		計						
面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	成長量				
53	16,991	1,508	242,730	1,561	259,721	2,243	8,664	148	68	2,566

資料：森林資源関係資料（令和2年度末現在）より

■ 齢級別民有林現況

(単位 面積：ha、蓄積：m<sup>3</sup>)

	人工林			天然林			その他	計
	1～8 齢級	9 齢級～	計	1～8 齢級	9 齢級～	計		
面積	357.79	431.89	789.68	695.74	864.99	1,560.73	215.84	2,566.25
比率	45%	55%	100%	45%	55%	100%	/	
蓄積	77,339	279,659	356,998	98,692	161,029	259,721	0	616,719

資料：森林簿（令和2年度）より

■ 人工林の樹種別内訳

(単位 面積：ha、蓄積：m<sup>3</sup>)

	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他	計
面積	517.27	148.19	80.96	5.52	37.74	789.68
比率	66%	19%	10%	1%	5%	100%
蓄積	295,315	33,073	23,968	240	4,402	356,998

資料：森林簿（令和2年度）より

注) その他…サワラ、ヒバ、ナラ、ハンノキ、ケヤキ、キリ、キハダ、サクラ、  
その他針葉樹、人工林広葉樹、外来広葉樹

■ 保有山林面積規模別林家数

(単位：戸)

	計	1～3ha	3～5	5～10	10～20	20～30	30～50	50～100	100～500
林家数	158	97	30	21	5	3	2	-	-
比率	100%	61%	19%	13%	3%	2%	1%	-	-

資料：2020年農林業センサスより

■ 生産森林組合の構成

(単位 員数：人 面積：ha)

町村名	組合名	所在地	設立登記年月日	組合員数	森林組合員所有人工林面積
海士町	豊田	海士町豊田	S47.4.1	50	82
	東	海士町海士	S52.4.21	142	49

資料：令和元年度島根県森林組合の概要（島根県農林水産部林業課）より

■ 森林組合の構成

(単位 員数：人、金額：千円、面積：h a)

町 村	組合名	組合員数	常 勤 役職員数	出資金総額	森林組合員 所有森林面積
海士町、 西ノ島町、 知夫村	隠岐島前 森林組合	906	1	2,682	4,406

資料：令和元年度島根県森林組合の概要（島根県農林水産部林業課）より

■ 隠岐島前森林組合の事業の内容及び活動状況等

事業名	販売事業	林産事業	加工製造事業	購買事業				
	木材(m3)	木材 (主伐・間伐) (m3)	製材品・チップ (m3)	山行苗木 (千本)	肥料 (k g)	林業用 機械器具 (千円)	林業用 薬剤 (千円)	シイタ ケ生産 資材 (千円)
	0	0	0	0	0	0	0	38

事業名	養苗事業	森林造成事業			
	山行苗木 (千本)	造林新植 (ha)	保育 (ha)	治山 (千円)	林道 (千円)
	0	8	55	1,779	0

資料：令和元年度島根県森林組合の概要（島根県農林水産部林業課）より